

「生徒指導提要」（平成22年3月、文部科学省）について

全日本中学校長会役員会

1 「生徒指導提要」に関する教員の認知度や活用度

- (1) 校長、副校長、教頭、生徒指導主事にはまずまずの認知度と思われる。しかし、これらの職層の者であっても、100%ではないところが問題。
- (2) それ以外の教員、特に経験年数が浅くなるにつれ、認知度は低くなると思われる。
- (3) 活用度は、教育委員会主催の研修会、自校の生徒指導規程の改訂・見直しや校内研修の資料づくり等で参考にする等、認知している人でも年数回程度が一般的と思われる。
- (4) 都道府県教育委員会や市区町村教育委員会が生徒指導に関する冊子やリーフレット等を作成する際に生徒指導提要を基にしていることを考えれば、一人一人の教員にとって認知の有無にかかわらず、間接的に活用しているとも言える。

2 上記のような状況になる原因や理由

- (1) 教員一人一人に行き渡っていないため。
- (2) 生徒指導の原理や理論を中心とした基本書のため、早期対応が必要とされる実践の場面では活用しにくい一方、日頃の学校生活の中で生徒指導を進める際は、問題解決に即効性のあるアドバイスを欲しく、そうすると自校の生徒指導規程や、教育委員会発行の「生徒指導の手引」等を見ることがほとんどであるため。
- (3) 表、図、イラスト、フロー、取組事例などが少なく馴染みにくいいため。

3 「新生徒指導提要」を改訂する際、新たに設けるべき視点や事項

- (1) 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の育成との視点

現行学習指導要領の「集団や社会の形成者」「解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりすること」は生徒指導提要のねらいである「自己指導能力」に関することであり、また、「人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度」など、現行学習指導要領の内容で新生徒指導提要に反映させるべき事項はほかにも多数ある。現在の生徒指導提要は、「規律」や「規範意識」等の問題行動への対処や予防に重きが置かれている傾向があるが、現行学習指導要領に掲げる「子ども主体」や「自主性の尊重」等、成長を促す指導・支援に関する記述が必要である。また、基本的な生活習慣の確立に対する啓発・喚起や正しい姿勢の保持に関する指導についても必要である。

- (2) 校内支援会、校内委員会についての記述

現行生徒指導提要に「ケース会議」についての記載はあるものの、ケース会議だけではなく、「校内支援会」や「校内委員会」等、学校全体の組織ぐるみで検討する会について詳述する必要がある。

三田村 裕 委員（八王子市立上柚木中学校長）ご説明資料

その際は、情報共有で終わらぬよう、PDCAサイクルにより子どもを組織で見守ることの大切さについての記述がほしい。

(3) 外部機関や教員以外の専門職との連携

現行生徒指導提要にも学校以外の諸機関との連携についての記載はあるが、作成当時と現在とでは、関係する機関も連携の在り方も大きく様変わりしている。そこで、警察、児童相談所、子ども家庭支援センターといった諸機関のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーといった専門職との連携や活用の在り方について、新たに項を起すなり、関係の項に必ず盛り込むなりすることが必要である。

また、その際には、全てを学校が担うという発想ではなく、貧困問題やヤングケアラーの問題への対処など福祉的側面も加え、関係諸機関や関係専門職が連携して取り組む家庭教育支援（保護者支援）の観点からの記述であることが望ましい。

(4) インターネット依存やSNSへの書き込みによるトラブル等の問題

この点は、現行生徒指導提要の作成時期の実態と最も異なっている部分である。情報活用能力や情報モラルの育成といった義務教育段階を通じて育むという全体的な側面と、日々発生する問題への対処といった個別具体的な側面との両面の記述が求められる。また、使用に関してセルフコントロールができるような「メディアコントロール」の取組なども重要であり、事例として紹介することも必要である。

(5) 性的指向、性自認、LGBT など、性的マイノリティーに関する理解、差別問題

性的マイノリティーへの対応について、標準服又は制服の選択、集団宿泊的行事における扱い等の具体例を織り交ぜながら記述する必要がある。

(6) 自殺予防教育

自殺対策基本法改正（2016）のもと、学校においては自殺予防教育に取り組むことが努力義務として課せられた。学校の取組として「自殺の心理や危険因子」などを理解し、生徒自身が「早期の問題認識」をもてることや、「困った感」を抱えた生徒が他者に相談や助けを求める態度を育むこと、自傷行為、希死念慮などの見られる生徒に対し、自殺予防に向け学校がどのような具体的な取組をするかが重要である。また、自殺をしない・させないという点だけを注視するのではなく、自他の命を大切にすることを育むといった点での義務教育段階を通じて実施するカリキュラム例等も必要であると考えられる。

(7) いわゆる校則の扱い

社会性や規範意識を育むために、法やルールを守らせる指導を行うことは当然必要なことである。しかし、一方で、昨今報道されるようにブラック校則と揶揄されるような理不尽な校則の存在する学校があるのも事実である。そこで、教育の目的を達成するために必要な校則についての考え方や効用について検証する必要がある。

また、校則を見直す取組を通じた生徒の自己指導能力の育成についても言及されるとなおよい。

三田村 裕 委員（八王子市立上柚木中学校長）ご説明資料

4 「生徒指導提要」を改訂する際、修正を加えるべき視点や事項

(1) いじめ防止対策

「いじめ防止対策推進法」により変更されたいじめの定義、同法に基づき各学校に設置された「いじめ防止対策組織」の位置づけや、その組織での生徒指導主事の役割について、また、学校組織としての、より具体的な対応策、重大事態のガイドライン、「未然防止→初期対応（早期発見）→対処」という順序の明確化などについて、新たに設けるべきである。訴訟になったものも含め、実際の事例を勝訴敗訴ともに偏りなく掲載してあるとなおよい。

(2) 不登校対策について

現行生徒指導提要にも不登校対策については明記されているが、教員の意識の在り方についての記述が不足している。「出席状況が30日未満であっても欠席が連続していたら目を向けることが早期発見に繋がる」等の具体的な例や、学校と関係機関とが具体的な役割分担等をしながら絶え間なく支援を継続することの必要性等を説く必要がある。また、不登校児童生徒や適応指導教室へ通所している児童生徒へのICTを活用した支援や出席扱いの要件等の内容を加えていただきたい。

5 その他

- (1) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターで発行している「生徒指導リーフ」のように、見やすく、読みやすく、わかりやすい内容になっているとよい。また、改定された生徒指導提要と現在まで発刊されている生徒指導リーフシリーズとの関連性がみえる記載や内容等の整合性があるとよい。
- (2) 生徒指導のきちんとした定義やきちんとした評価、誰もが理解しているようでありながら実は十分に説明されてこなかった事柄、いざ実践をとらったときに間違っていないか不安になりやすい事項、役に立つと考えて行っているにもかかわらず、成果が上がらなかつたり、弊害の大きかつたりする対応の問題点、新しい概念や手法、学校現場が知っておきたい話題等を随所に盛り込んでいただけるといい。
- (3) 保護者対応を含めた生徒指導に関する具体的な事例を成功例、失敗例ともに掲載していただけるとありがたい。
- (4) 電子版の配信等教員が個々で読めるような工夫、あるいはダイジェスト版を作成し必要に応じて本編を読めるようにする工夫があるとよい。